

北海道根室振興局告示 第49号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)(以下「規則」という。)第5条第1項第30号に掲げる潜水器漁業(ほたてがい)(根室振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年11月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置					許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5) 漁業を営む者の資格		
潜水器漁業 (ほたてがい)	根海共第5号共同漁業権漁場区域 ただし、規則第33条第1項に基づく別表第3に掲げる区域を除く。	1月1日から12月31日まで ただし、上記期間のうち 行使承認証に定められた 期間とする。	50経営体	ア 根室振興局管内に住所を有する者 であること。 イ 操業区域に対象とした魚種を内容 とする共同漁業権漁場区域を含む 場合は、当該漁業権又は組合員行 使権を有する者であること。	随時	〔許可の有効期間〕 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで 〔起業の認可の有効期間〕 令和6年1月1日から令和6年6月30日まで なお、規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間 は、許可の日から上記に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 〔申請書の提出先〕 根室振興局産業振興部水産課 〔許可の条件〕 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外 に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は 他の船舶に転載する場合は、その都度、根室振興局長に報告しなけ ればならない。 (2) 〇〇(対象魚種)以外の水産動植物を採捕してはならない。 (3) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (4) 次に掲げる者以外の者を潜水漁業に従事させてはならない。 (住所 氏名) (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これ に従わなければならない。 (6) 規則第33条第1項に基づく別表第3で定める1から22までの点を順 次に結んだ線及び22の点から真方位160度の線以東の海域に立ち入 ってはならない。 ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立 ち入る場合は、この限りでない。 この場合にあつては、あらかじめ根室振興局長へ報告しなければ ならない。